

● 障害児通所支援サービスの利用者負担について

世帯（児童の保護者が属する住民基本台帳上の世帯を原則とします。）の家計の負担能力等を考慮して、1ヵ月あたりの負担上限額が設定されています。

【市町村民税非課税世帯に該当する方】

- ・ 自己負担はありません。
※施設での食費、光熱水費などは実費負担となります。

【市町村民税課税世帯に該当する方】

- ・ 原則として障害福祉サービスに要した費用の額の1割負担となります。
- ・ 市民税の課税状況に応じて1ヵ月あたりの負担上限額が設定されています。（下表参照）
※施設での食費、光熱水費などは実費負担となります。

○1ヵ月あたりの負担上限額

世帯の市民税の所得割額	負担上限額
28万円未満	4,600円
28万円以上	37,200円

※ご利用のサービス種類により、以下のとおりの負担軽減措置があります。

・通所施設利用者

1ヵ月あたりの負担上限額が、以下の方は、食費が食材料費のみの負担となる軽減措置があります。

- ・ 0円
- ・ 4,600円

【障害児通所支援サービスの利用者負担額が ひと月あたりの上限額を超える見込みのある方は・・・】

対象者

利用者負担上限月額が0円ではなく、

- 複数のサービスをご利用の方、または複数のサービス事業者をご利用の方
- サービスについて利用者の自己負担額を合計した額が、ひと月あたりの負担上限額を超える見込みがある方

上記の方は、1ヶ月の利用者負担額が上限月額を超えないように事業者間での調整が必要です。「利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書」に、氏名・住所等を記入のうえ、受給者証とあわせて、依頼する事業者にお渡しください。（依頼する事業者は、現在ご利用のサービス事業者から下記優先順位のとおり選んでください。以前に届出のある方は改めて届出する必要はありません。）

【管理事業者の優先順位】

居住系（グループホーム等）→日中活動系（施設通所）→訪問系（ホームヘルパー）

利用者負担額の管理を承諾した事業所が、「利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書」に事業所名等の記載と押印をされますので、受け取られましたら障害福祉課に提出してください。

★その他の軽減措置について

①【同じ世帯で負担が増えすぎないように】・・・（高額障害福祉サービス等給付費）

- ・ 世帯に障害福祉サービス等を利用する方が2人以上いる場合
- ・ 介護保険や児童福祉法のサービスを併せて利用する
- ・ 障害福祉サービス等を利用した月に補装具の購入や修理の費用の支給決定を受けたとき
など

上記のような場合で世帯の1ヶ月あたりの利用者負担額が、算定基準額である37,200円を超えるとときに負担額が軽減される場合があります。

なお、児童については算定基準額が変わる場合があります。障害福祉サービスと児童福祉法のサービスを併せて利用した場合にお問い合わせください。

②【地域生活支援サービスをご利用の方へ】・・・（高額地域生活支援給付費）

地域生活支援サービス（日中一時支援・移動支援・地域活動支援センターⅡ型、訪問入浴サービス）をご利用の方について、障害福祉サービスと地域生活支援サービスの自己負担分を合算することで1ヶ月あたりの軽減後の負担上限月額を超える場合には、高額地域生活支援給付費が支給されます。

→①、②に該当となる方は、申請することにより負担上限額を超えた分が支給されます。詳しくは障害福祉課へお問い合わせください。

③【利用者負担によって生活保護の対象とならないように】

障害福祉サービスの利用者負担をすると、生活保護を受給する水準になる場合は、生活保護に該当しなくなるまで負担額を軽減する措置があります。